

土木工事特記仕様書（令和7年7月1日以降適用）

（土木工事共通仕様書の適用）

第1条 本工事は、「徳島県土木工事共通仕様書 令和6年7月」に基づき実施しなければならない。なお、「徳島県土木工事共通仕様書」に定めのないもので、機械工事の施工にあつては「機械工事共通仕様書（案）」（国土交通省大臣官房技術調査課施工企画室）、電気通信設備工事にあつては「電気通信設備工事共通仕様書」（国土交通省大臣官房技術調査課電気通信室）に基づき実施しなければならない。

2 ただし、共通仕様書の各章における「適用すべき諸基準」で示された示方書、指針、便覧等は改定された最新のものとする。なお、工事途中で改定された場合はこの限りでない。

（土木工事共通仕様書に対する補足事項）

第2条 「徳島県土木工事共通仕様書 令和6年7月」に対する特記事項は、次のとおりとする。

（共通仕様書の読み替え）【変更】

「1-1-1-24 建設副産物」において、「建設副産物情報交換システム（以下「C O B R I S」という。）」とあるのは「コブリス・プラス」と読み替えるものとする。

（現場代理人及び主任技術者等）【変更】

1-1-1-15 現場代理人及び主任技術者等

1. 選任通知

(4) 受注者は、選任通知書に次のものを添付しなければならない。

② 監理技術者を選任した場合（下請金額の総額が5,000万円以上）は、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証（それぞれ表、裏とも）

（事故報告書）【変更】

1-1-1-40 事故報告書

受注者は、工事の施工中に事故が発生した場合には、直ちに監督員に連絡する。また、監督員が指示した場合及び建設工事事故データベースシステムの登録対象となる事故の場合、監督員が定めた期日までに、事故報告書を提出し、建設工事事故データベースシステムに、事故に関する情報を登録する。

（しゅん工標）【追加】

1-1-1-57 しゅん工標の設置

受注者が希望する場合、次の工事（構造物）を対象に工事に携わった技術者の氏名を標柱（様式第2号）または標板（様式第3号）に記すことができる。

対象工事（構造物）：擁壁、カルバート、橋梁上部工、橋梁下部工、トンネル、堰、水門、樋門（樋管）、砂防堰堤、シェッド、法面、（揚）排水機場

対象技術者：監理（主任）技術者氏名

（工事成績評定の選択制）

第3条 当初請負額が500万円以上3,000万円未満の指名競争入札及び一般競争入札（価格競争）並びに随意契約により発注する請負工事、変更請負額が増額により500万円以上となった工事は、別に定める「工事成績評定の選択制試行要領」を適用する。

2 前項の対象工事の受注者は、契約時、評定の実施の意向について、「工事成績評定に関する意向確認書」（以下「意向確認書」という。）を発注者契約担当に提出しなければならない。

3 受注者は、工事成績が格付を定める場合の主観点数の算定及び総合評価落札方式の評価項目等に活用されていることを踏まえ、工事成績評定の選択を適切に判断の上、意向確認書を提出するものとする。

4 施工途中の評定の意向変更は原則認めないこととする。ただし、成績評定を希望した場合において、しゅん工時、契約変更により請負額が500万円未満となった場合は、評定は行わないものとする。

- 5 受注者が評定の実施を希望しない場合であっても、次のいずれかに該当した場合は、評定を行うものとする。
- (1) 徳島県工事検査規程第7条の補修工事の請求又は第8条の簡易な修補の指示が行われた場合
 - (2) 工事成績表の考査項目別運用表「別紙－2④『7. 法令遵守等』」又は、考査項目別運用表（公共建築工事）「別紙－2⑤『8. 法令遵守等』」の評価事例に該当する行為が行われた場合
 - (3) 監督員等から文書により改善指示が行われた場合

工事成績評定の選択制試行要領

徳島県 HP <https://www.pref.tokushima.lg.jp/jigyoshanokata/kendozukuri/kensetsu/5037327/>

（1日未満で完了する作業の積算）

- 第4条** 「1日未満で完了する作業の積算」（以下「1日未満積算基準」と言う。）は、変更積算のみに適用する。
- 2 受注者は、徳島県土木工事標準積算基準書 I-12-①-1 ～ I-12-①-6 に記載の施工パッケージ型積算基準と乖離があった場合に、1日未満積算基準の適用について協議の発議を行うことができる。
 - 3 同一作業員の作業が他工種・細別の作業と組合せて1日作業となる場合には、1日未満積算基準は適用しないものとする。
 - 4 受注者は、協議にあたって、1日未満積算基準に該当することを示す書面その他協議に必要となる根拠資料（日報、実際の費用がわかる資料等）を監督員に提出すること。実際の費用がわかる資料（見積書、契約書、請求書等）により、施工パッケージ型積算基準との乖離が確認できない場合には、1日未満積算基準は適用しないものとする。
 - 5 通年維持工事、災害復旧工事等で人工精算する場合、「時間的制約を受ける公共土木工事の積算」を適用して積算する場合等、1日未満積算基準以外の方法によることが適当と判断される場合には、1日未満積算基準を適用しないものとする。

（熱中症対策に資する現場管理費の補正の試行）

- 第5条** 本工事は、日最高気温が 30℃以上の真夏日の日数に応じて現場管理費の補正を行う試行工事であり、別に定める「熱中症対策に資する現場管理費の補正の試行要領（以下「試行要領」という。）」を適用する。
- 2 施工箇所点状型の場合、点状する箇所毎に日最高気温が 30℃以上の真夏日の日数に応じて補正を行うことができるものとする。
 - 3 夜間工事の場合、作業時間帯の最高気温が 30℃以上の真夏日を対象に補正を行うことができるものとする。
 - 4 試行にあたり、気温の計測方法及び計測結果の報告方法について事前に監督員と協議を行うものとする。
- なお、計測方法は最寄りの気象庁公表の気象観測所の気温（日最高気温 30℃以上対象）または環境省公表の観測地点の暑さ指数（WBGT）（日最高 WBGT25℃以上対象）を用いることとする。

熱中症対策に資する現場管理費の補正の試行要領

徳島県 HP <https://www.pref.tokushima.lg.jp/jigyoshanokata/kendozukuri/kensetsu/2009082402601>

（現場環境改善費（熱中症対策・防寒対策）の対象工事）

- 第6条** 本工事は、現場環境改善費（熱中症対策・防寒対策）の適用対象工事である。
- 2 受注者は、現場環境の改善を目的に、熱中症対策等を実施する場合は、「現場環境改善費（熱中症対策・防寒対策）計画書」を提出し、監督員と協議を行うことができる。なお、協議が整い、対策を実施した場合、「現場環境改善費（熱中症対策・防寒対策）」に係

る積算要領」に基づく設計変更の対象とする。

現場環境改善費（熱中症対策・防寒対策）に係る積算要領
徳島県 HP <https://www.pref.tokushima.lg.jp/jigyoshanokata/kendozukuri/kensetsu/2009082402601>

（資材価格高騰に対する特例措置）

第7条 本工事は、資材価格高騰に対する特例措置の対象工事である。

2 本工事は、当初契約締結後において、設計単価の適用年月を、積算月から契約月へ変更するものとする。

（下請次数を制限した工事の試行）

第8条 本工事は、下請次数を制限する試行工事である。

2 受注者は、下請次数が3次以上となる場合には、施工体制台帳の写し及び施工体系図の写しの提出に併せて理由書（様式第1号）を発注者に提出するものとする。

3 受注者は下請次数が3次以上となり、発注者からヒアリング等を求められた場合は、これに応じなければならない。

（仮設トイレの洋式化）

第9条 受注者は、仮設トイレを設置する場合、原則として「快適トイレ」を設置しなければならない。また、現場従事者に女性が含まれる場合は、原則として「女性専用トイレ（快適トイレ）」を設置しなければならない。なお、特段の理由がある場合はこの限りでない。

2 受注者は、設計図書の変更までに、「仮設トイレ設置報告書」を監督員に提出しなければならない。

- ・洋式トイレとは、和式トイレの便座部分を洋式化した仮設トイレのこと。
- ・快適トイレとは、洋式トイレのうち、防臭対策・施錠の強化などが実施された、女性が利用しやすい仮設トイレのこと。

（建設現場の遠隔臨場に関する試行工事【発注者指定型】）

第10条 本工事は、土木工事において遠隔臨場の実施を原則とする「建設現場の遠隔臨場の試行工事（発注者指定型）」の対象工事であり、次の URL にある「建設現場の遠隔臨場に関する試行要領」を適用することとする。

建設現場の遠隔臨場に関する試行要領
徳島県 HP <https://www.pref.tokushima.lg.jp/jigyoshanokata/kendozukuri/kensetsu/7216187/>

（情報共有システム活用工事【発注者指定型】）

第11条 本工事は、土木工事等において情報共有システムの活用を原則とする「情報共有システム活用工事（発注者指定型）」の対象工事である。

2 対象工事は、次の URL にある「情報共有システム活用試行要領」を適用することとする。

情報共有システム活用試行要領
徳島県 CALS/EC HP
<https://e-denshinyusatsu.pref.tokushima.lg.jp/cals/jyouhoukyouyuu-3-2/>

（CCUS活用推奨モデル工事）

第12条 本工事は、技能者の処遇改善及び中長期的な技能者の確保等を目的とした「建設キャリアアップシステム活用モデル工事（CCUS活用推奨モデル工事）」であり、次の URL にある「建設キャリアアップシステム活用モデル工事实施要領」を適用する

こととする。

建設キャリアアップシステム活用モデル工事実施要領

徳島県 HP <https://www.pref.tokushima.lg.jp/jigyoshanokata/kendozukuri/kensetsu/5044437/>

（週休2日確保工事）

- 第13条 本工事は、建設工事の中長期的な担い手の確保等を目的とし、現場閉所による週休2日に取り組む「週休2日確保工事」であり、別に定める「週休2日確保工事等実施要領（以下「実施要領」という。）」を適用する。
- 2 実施要領に基づき本工事で完全週休2日（土日）に取り組む場合は、工事着手までに取組む意思を発注者に通知し、受発注者で協議しなければならない。
- 3 本工事の経費の負担は、実施要領第9条（1）による。
- 4 施工に先立ち工事現場又はその周辺の一般通行人等が見やすい場所に設置する標示板に、週休2日確保工事であることを記載するものとし、下図を参考とする。

週休2日確保工事等実施要領

徳島県 HP <https://www.pref.tokushima.lg.jp/jigyoshanokata/kendozukuri/kensetsu/5016115/>

ご協力をお願いします

週休2日確保工事

〇〇〇〇〇〇を
なおしています

令和〇年〇月〇日まで
時間帯〇:〇〇～〇:〇〇

〇〇〇〇工事

発注者 徳島県〇〇総合県民局
県土整備部〇〇庁舎
電話 〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇

施工者 〇〇〇〇建設株式会社
電話 〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇

（標示板記載例）月単位の場合

ご協力をお願いします

週休2日確保工事
完全週休2日（土日）

〇〇〇〇〇〇を
なおしています

令和〇年〇月〇日まで
時間帯〇:〇〇～〇:〇〇

〇〇〇〇工事

発注者 徳島県〇〇総合県民局
県土整備部〇〇庁舎
電話 〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇

施工者 〇〇〇〇建設株式会社
電話 〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇

（標示板記載例）完全週休2日（土日）の場合

（本工事の特記仕様事項）

- 第14条 本工事における特記仕様事項は、別紙仕様書のとおりとする。

仕様書

第 1 章

本仕様書は、冷田川排水機場に設置する除塵設備の設計、製作、据付に関する工事に摘要する。

第 2 章

1. 工事の概要

同排水機場の 2 号自動除塵機・水平ベルトコンベヤ（部品交換等）・傾斜ベルトコンベヤ及び電気設備（操作盤）が老朽化しているため、更新する。

2. 工事場所

徳島県徳島市八万町沖須賀（冷田川排水機場）

3. 適用規格

本工事の設計・製作・据付に対しては下記規格及び基準に基づくこと。

- | | |
|---------------------------|-----------|
| 1) 徳島県土木工事共通仕様書 | 〔徳島県〕 |
| 2) 除塵設備設計指針 | 〔水門鉄管協会〕 |
| 3) 機械工事塗装要領（案） | 〔国土交通省〕 |
| 4) 機械工事施工管理基準（案） | 〔国土交通省〕 |
| 5) 日本工業規格（JIS） | 〔日本規格協会〕 |
| 6) 日本電気工業会標準規格（JEM） | 〔日本電気工業会〕 |
| 7) 日本電気学会電気規格調査会標準規格（JEC） | |
| 8) 電気設備技術基準 | |
| 9) 労働安全衛生規則 | |
| 10) その他関連法規・基準等 | |

第 3 章 工事範囲

工事範囲は、除塵設備一式（下記）の設計、製作、据付ならびに試運転までとする。

1. 工事範囲

- | | |
|-----------------------------------|-----|
| 1) 自動除塵機（B4.6m × H5.0m） | 1 基 |
| 2) 水平ベルトコンベヤ（ベルト幅0.75m × 機長19.2m） | 1 基 |
| 3) 傾斜ベルトコンベヤ（ベルト幅0.75m × 機長15.3m） | 1 基 |
| 4) 除塵機・コンベヤ・ホッパー操作盤更新及び配線工事 | 1 式 |
| 5) 上記に伴う既存設備の撤去工事 | 1 式 |
| 6) 仮締切・水替え工事 | 1 式 |

※ 2) 水平ベルトコンベヤは部品交換のみ。

第 4 章

1. 設計一般

設計に当たっては、関係する諸基準、規格を厳守し、十分検討を行い環境に順応した、調和と安全を確保できる設備を設計すること。

2. 設計諸元

(1) 2号自動除塵機

形 式 : レーキ形定置回動式除塵機（背面降下前面搔上式）
設置数 : 1 基
水路幅 : 4. 9 5 m
水路幅 : 5. 7 0 m
レーキ数 : 4 個／基
レーキ速度 : 約 5. 0 m／min
電動機 : 5. 5 kW×AC 220 V×60 Hz

(2) 2号スクリーン

形 式 : ステンレス鋼製バースクリーン
設置数 : 1 面
有効目幅 : 56 mm（バーピッチ 65 mm）
設置角 : 75°
水位差 : 1. 0 m
たわみ度 : 1/800 以内

(3) 水平ベルトコンベヤ

形 式 : 20°トラフ3ローラ式ベルトコンベヤ
設置数 : 1 基
ベルト幅 : 0. 75 m
機 長 : 19. 2 m
速 度 : 24. 0 m／min 程度
電動機 : 1. 5 kW×AC 200 V×60 Hz

(4) 傾斜ベルトコンベヤ

形 式 : 30°トラフ2ローラ式ベルトコンベヤ
設置数 : 1 基
ベルト幅 : 0. 75 m
機 長 : 19. 2 m
速 度 : 24. 0 m／min
電動機 : 1. 5 kW程度×4 P×AC 200 V×60 Hz

第5章

本工事の機器等に使用する材料及び部品等は、除塵設備として十分使用に耐えるものを適用すると共にJIS規格品又は同等品以上とする。

尚、主要材料は、次に掲げるもの又は同等以上のものを使用すること。

(1) 自動除塵機

フレーム	SUS304
チェーンレール	SUS304
エプロン	SUS304
レーキ	SUS304
駆動軸	S35C 以上
レーキチェーン	SUS304
スプロケット	FCD600又はS35C以上

(2) スクリーン

スクリーンバー	SUS304
受桁	SUS304

(3) 点検歩廊

点検床板・桁材	SS400
手摺	SGP

(4) 水平ベルトコンベヤ

フレーム	SS400
スカート・シュート	SUS304
ベルト	合成ゴム（耐油性）
プーリ	STPG等

第6章

本工事の機器等に関する構造は、除塵設備として堅固で十分に機能するものを適用する。

1. 自動除塵機

- 1) 自動除塵機は、流水・流下塵芥及び水位差に対して充分耐える寸法・形状で剛性を持った構造とする。
- 2) レーキ上の塵芥は、スクリーン・エプロン・シュートを経て、水平コンベヤ上に自重落下させる構造とする。
- 3) レーキ歯は、上下流方向共に設け、主スクリーンと補助スクリーンに正確に噛合う構造とする。
レーキ受桁は噛込時荷重に対して充分耐える強度を持ったものとする。
- 4) 掻揚用チェーンは、フレーム内のチェーンレールにより案内されるようエンドレスに張掛け、テークアップ装置にて伸びを調整すること。
- 5) 主スクリーン・補助スクリーンは充分な強度及び精度を有し、レーキの通過に合致した形状とする。また、除塵機停止時に主スクリーンと補

助スクリーンの間でレーキが自動停止すること。

- 6) 駆動装置は、電動機直結型サイクロ減速機にて、伝動用チェーンを介して駆動軸を回転させる構造とする。また、機械式・電気式の2系統の保護装置を設けること。

2. 点検架台

- 1) 除塵機運転時に振動等に十分耐えうる構造とする。
- 2) 架台は駆動装置の点検に支障のないよう、スペースを十分確保した構造とする。

3. 水平ベルトコンベヤ

- 1) 全除塵機にて掻上げられた塵芥を確実に搬送出来る能力を有し、効率よくピット内へ排出する構造とする。
- 2) 駆動装置は、ヘリカルゴムライニング加工したサイクロモータプーリにより直接駆動し、キャリアローラ・リターンローラ・スナッププーリ・テールプーリ等でベルトが確実に保持され、円滑な運転が出来る構造とする。
- 3) 塵芥受部・搬送部には全長に渡りスカートを設定。スカート下部にはスカートゴムを取付け、塵芥の脱落を防止する構造とする。
- 4) ベルトの伸びを調整出来るテイクアップ装置をテール側に設ける。また、ヘッド側のベルト表面及びテール側のベルト裏面を清掃するクリーナーを設けるものとする。

4. 傾斜ベルトコンベヤ

- 1) 水平コンベヤにて搬送された塵芥を確実に搬送出来る能力を有し、効率よくホッパーへ搬送する構造とする。
- 2) 駆動装置は、ヘリカルゴムライニング加工したサイクロモータプーリによる直接駆動とし、キャリアローラ・リターンローラ・テールプーリ等でヒレ付ベルトが確実に保持され、円滑な運転ができる構造とする。
- 3) 塵芥受け部・搬送部には全長にわたリスカートを設定。スカート下部にはスカートゴムを取付け、塵芥の脱落を防止する構造とする。
- 4) ベルトの伸びを調整出来るテイクアップ装置をテール側に設ける。また、テール側のベルト裏面を清掃するクリーナーを設けるものとする。
- 5) スカート上部には飛散防止用のカバーを、リターン側下面には塵芥落下防止兼用の排水受皿を設けるものとする。
- 6) コンベヤのフレーム側面には、ホッパー架台上部までの維持管理用歩廊階段を設けるものとする。

第 7 章

電気設備については、下記要領を標準とする。

1. 操作盤

(1) 一般事項

- 1) 機器は、角型埋込取付及び広角目盛とし、保護継電器は、特殊なものを除き埋込型とする。
- 2) 各盤類にはランプテスト機能を設けるものとする。
- 3) 形式はステンレス鋼板製閉鎖型とし、受電部を一切露出しない構造とする。
- 4) 盤閉鎖階級
遮断機を内蔵したものは J E M - 1 1 5 3 の D 級以上、その他の盤は J E M - 1 1 5 3 の A 級以上とする。
- 5) 屋外閉鎖鋼板製一ポスト型・自立型一内部結線完備一前面開閉二重扉式

①盤面取付器具（例）

名称銘板	1 式
電圧計	1 式
電流計	1 式
集合表示灯	1 式
操作開閉器	1 式
切替開閉器	1 式
押釦開閉器	1 式
表示灯（赤、緑）	1 式
その他必要なもの	1 式

②盤内取付器具（例）

三極漏電遮断器	1 式
配線用遮断器	1 式
電磁接触器	1 式
計器用変圧器	1 式
進相コンデンサー	1 式
随時断電器	1 式
補助断電器	1 式
温度断電器	1 式
限時断電器	1 式
盤内照明灯	1 式
スペースヒーター	1 式
コンセント	1 式
その他必要なもの	1 式

2. 配線工事

- 1) 工事範囲は除塵設備操作盤以降とし、使用配線材は動力用にC Vケーブルを、新設電線管（露出）に収め配線するものとする。

第8章

塗装仕様は、下記要領を標準とする。

ジンク＋エポキシ樹脂系：接水部

区分	工程	塗料名	標準塗膜厚
接水部	素地調整		—
	1次プライマー	有機ジンクリッチプライマー	20 μ
	下塗り	エポキシ樹脂系塗料	60 μ
	中塗り	〃	60 μ
	中塗り	〃	40 μ
	上塗り	〃	40 μ

エポキシ＋ポリウレタン樹脂系：非接水部

区分	工程	塗料名	標準塗膜厚
非接水部	素地調整		—
	1次プライマー	有機ジンクリッチプライマー	20 μ
	下塗り	エポキシ樹脂系塗料	60 μ
	中塗り（1回目）	〃	60 μ
	中塗り（2回目）	ポリウレタン樹脂系塗料	40 μ
	上塗り	〃	30 μ

- （1）最低膜厚は、標準膜厚の70%以上とする。
- （2）機械単体品については、各メーカーの標準仕様とする。
- （3）ステンレス鋼材の表面は酸洗い処理を行うものとする。